

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

令和2年7月9日

京都市消防局長 山内博貴

別表第2中

(6)	林野火災出動計画	第1出動		○		を
		第2出動		○		
		第3出動		○		
		第3出動を超える出動規模		○		

(6)	林野火災出動計画	第1出動		○		に改める。
		第2出動		○		
		第3出動		○		
		第3出動を超える出動規模		○		
(7)	上記(2)又は(4)の火災出動計画と併せて、救急特命出動計画を適用する場合	第1出動		○		
		第2出動以上の出動規模			○	
(8)	上記(2)又は(4)の火災出動計画と併せて、集団救急救助出動計画を適用する場合				○	
(9)	上記(3)の火災出動計画若しくは特殊災害出動計画又は(6)の火災出動計画と併せて、救急特命出動計画又は集団救急救助出動計画を適用する場合				○	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)